



検討課題について

令和2年11月26日
事務局

1 eSIMの促進

2 SIMロック解除の一層の推進

3 キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討

4 MNPの手続の更なる円滑化に向けた検討

1 eSIMの促進

2 SIMロック解除の一層の推進

3 キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討

4 MNPの手続の更なる円滑化に向けた検討

eSIMの促進

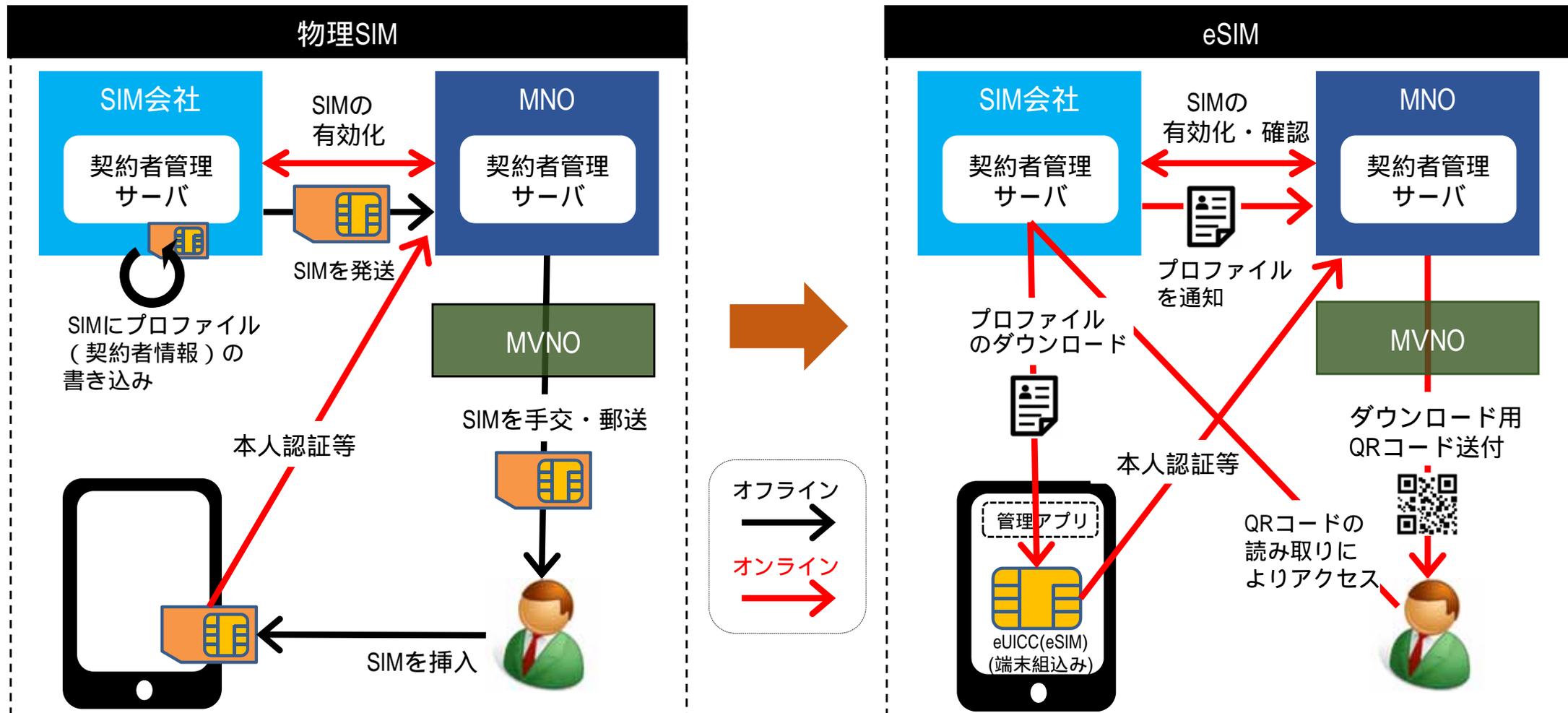
eSIM(組込み型SIM)は、SIMカードを差し替えなくても、オンラインで通信事業者を変更することができるため、利用者による事業者の乗換えを円滑化(1)し、海外旅行客等の利便性の向上に資する(2)ものとして、諸外国では広く普及している。

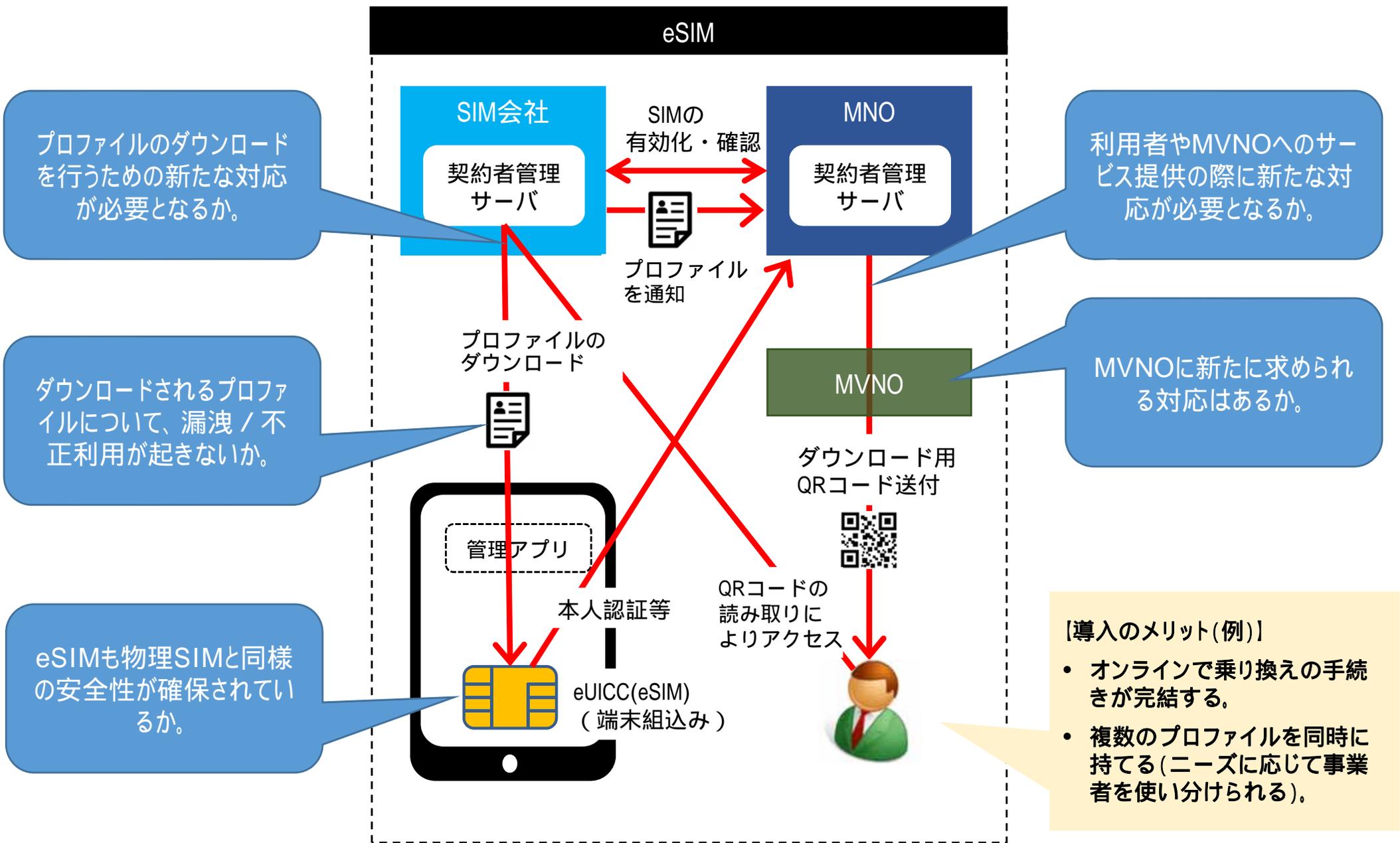
(1)MNOからMVNOに乗り換える際、店舗を持たないMVNOにとっては、利用者へのSIMの郵送が不要になるなど、スイッチングコストの低下が期待。

(2)海外旅行客や訪日外国人が、入国時にSIMを購入・差替えることなく、渡航先の事業者と契約を切り替えることができるようになる。

我が国では、国内MNO3社(楽天を除く)は、スマートフォン向けに提供しておらず(タブレット等)に限り提供)、MNOがスマホにeSIMを導入し、MVNOに対して遠隔による書込み(RSP機能(3))を開放することが期待される。

(3)携帯端末からネットワークにアクセスするための情報をオンラインでSIMに書き込む機能。現在、RSP機能は、MVNOガイドライン上、「開放を促進すべき機能」として位置付けられており、MNOは開放を義務付けられていない。





「モバイル市場の競争環境に関する研究会」において、eSIMの普及への対応について、MNOとMVNOとの公正競争の促進及び利用者利便向上の観点から、MVNOが同様のサービスを行うことができるよう、適切な機能開放について検討された(その検討において、二種指定事業者、MVNOからそれぞれ以下のような意見が提出されている。)

同研究会の最終報告書(2020年2月公表)において、以下のとおり整理している。

- 二種指定事業者がRSP機能によりeSIMサービスを提供する場合には、そのサービス内容に応じて、MVNOにおいても同様のサービスの提供を行うことができるよう、MVNOに対してRSPの機能開放が行われることが適当
- RSP機能をMVNOガイドラインの「開放を促進すべき機能」に位置付けるとともに、二種指定事業者とMVNOとの協議が着実に進むよう、総務省においてその協議状況について報告を求め、注視することが適当

MNOの主な意見

- ・ eSIMに係る課題として、プロフィールは顧客情報等の機密情報であり、漏えいするとクローンSIMの作成が可能となる等セキュリティ上の重要なリスクが存在する。
- ・ MVNOとしては、自らeSIMサーバを用意してRSPを行う方法とMNOからeSIMサーバの提供を受けてRSPを行う方法があり、そのいずれにおいても、機密情報であるプロフィールを取り扱うことに対するセキュリティ上の懸念が生じないような対処を行うことが必要。
- ・ データ通信についても、犯罪利用への対策として、自主的な取組として、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号)と同等の本人確認対応を実施しており、したがって海外訪日者への提供の検討においても、犯罪利用への対策も含めた本人確認の取扱いを適切に実施すべき。

MVNOの主な意見

- ・ eSIMは、多くのプレイヤーに利益をもたらすものであり、既存のSIMカードと同等のセキュリティを提供可能。
- ・ eSIMを導入することで、端末利用者にとって複数のSIMカードを管理することなく複数契約の管理が可能となり、代理店にとって業務の簡素化・共通化が可能となり、事業者にとってSIMカードの流通コストがなくなることで新しい契約方法やマーケティングが可能となる。
- ・ MNOがeSIMサービスを利用者向けに展開する場合は、同時にMVNOにRSPを開放すべき。
- ・ 書面交付義務について電磁的手段をデフォルトとするなどオンラインで契約が完結可能であるeSIMの特性を踏まえた消費者保護ルールの策定が行われることが望ましい。

論点

- eSIMサービスが普及することで、国内外の利用者にとってどのような利益がもたらされるか。
- MNOにおいて、eSIMサービスを行うためにどのような対応が必要か。
- MVNOにeSIMサービスを開放するため、MNOはどのような対応が必要か。
- これらの対応において、どの程度のシステム開発等のコストがかかるのか。
- eSIMサービスを提供することで、顧客情報の漏洩や窃盗、不正利用などのセキュリティリスクが増える可能性はあるか。その場合、どのような対応が必要となるか。
- 導入したeSIMサービスにSIMロックをかけることに対してどう考えるか。

MNOに対して確認すべき事項

1. eSIMの対応状況について

- MNOにおけるeSIMサービスの提供状況
- eSIMの対応予定時期
- eSIMに対応するため開発の有無、内容、費用及び期間 等

3. SIMロックとの関係について

- eSIMに対するSIMロックの有無
- SIMロックの解除要件 等

2. MVNO向けの機能開放について

- eSIMサービスのMVNO向け機能開放の状況
- 機能開放の形態
- 機能開放しない理由の有無 等

4. eSIMのセキュリティについて

- eSIMサービスに係るセキュリティ対策
- eSIMによるセキュリティリスクの有無 等

〔参考1〕 現在の主なeSIM搭載端末

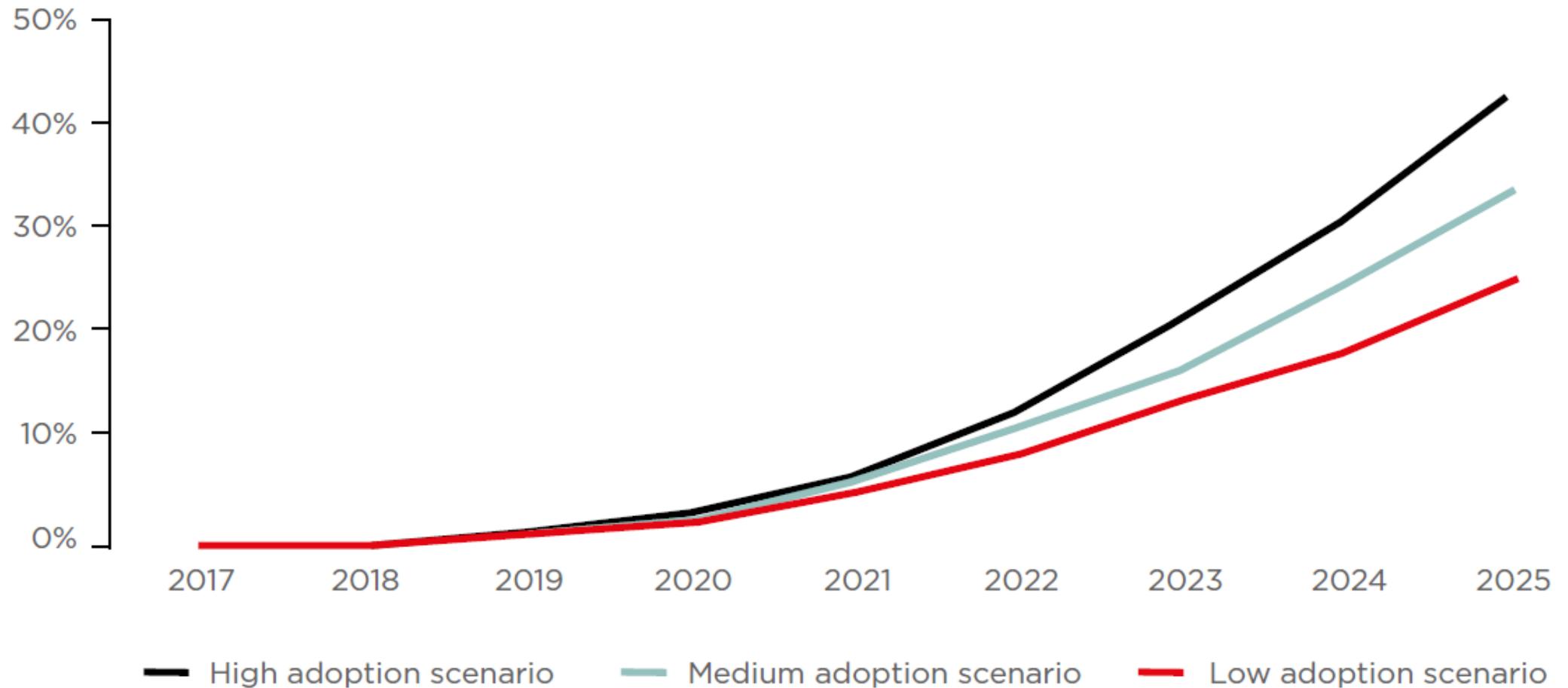
メーカー	OS	端末名	形状
Apple	iOS	iPhone XS / iPhone XS Max / iPhone XR iPhone 11 / iPhone 11 Pro / iPhone 11 Pro MAX iPhone SE (第2世代) iPhone 12 / iPhone 12 mini iPhone 12 Pro / iPhone 12 Pro Max	Smartphone
		iPad (第7世代 / 第8世代) iPad mini (第5世代) iPad Air (第3世代 / 第4世代) 11インチiPad Pro(第1世代 / 第2世代) 12.9インチiPad Pro(第3世代 / 第4世代)	Tablet
	WatchOS 5.3	Apple Watch Series 4	Wearable
google	Android	Google Pixel 4 / Google Pixel 4 XL Google Pixel 4a / Google Pixel 4a (5G) Google Pixel 5	Smartphone
SHARP	Android	AQUOS sense4 lite	Smartphone
Huawei	EMUI	P40 Pro 5G	Smartphone
OPPO	Android	OPPO A73	Smartphone
楽天モバイル	Android	Rakuten Mini / Rakuten BIG	Smartphone
Microsoft	Windows	Surface Pro LTE Advanced Surface Pro X	Laptop
ASUS	Windows	ASUS TransBook Mini T103HAF-LTE ASUS TransBook Mini T103HAF-GR079LTE	Laptop
Panasonic	Windows	CF-LV9WTYQP	Laptop

〔参考2〕 eSIM搭載端末の今後の普及見込み

<世界のスマートフォン市場においてeSIM搭載端末が占める割合の予測>

Scenario analysis for worldwide adoption of eSIM in the smartphone market

eSIM smartphone connections (installed base) as a percentage of total smartphone connections added since 2007



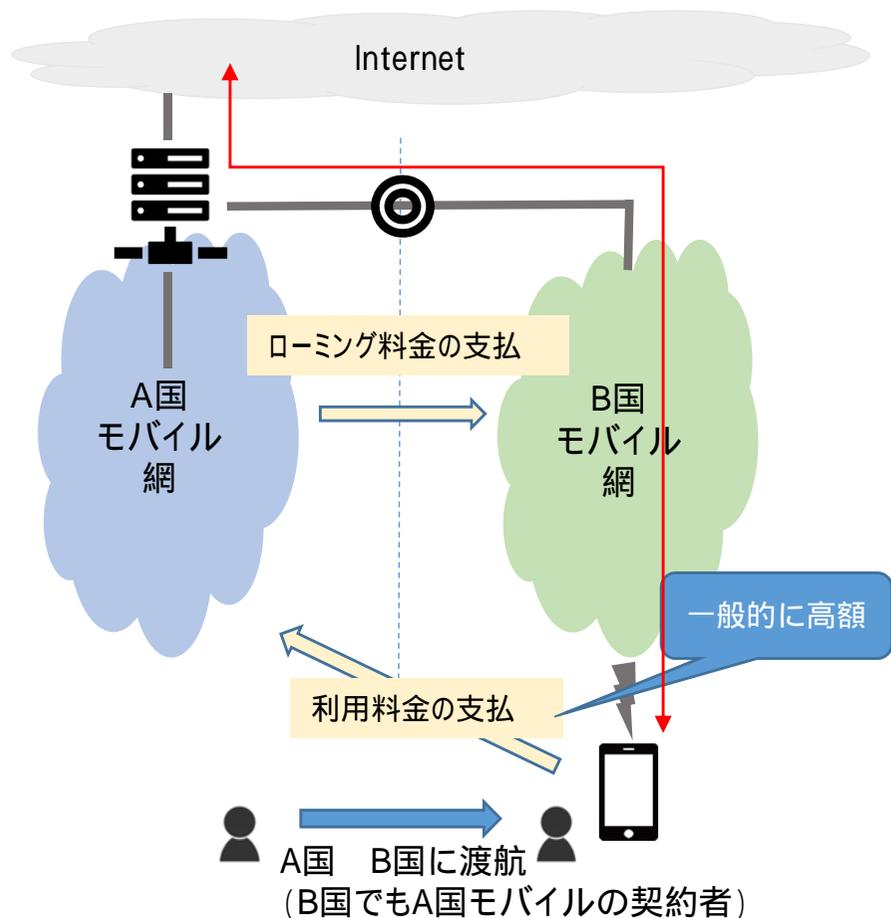
Source: GSMA Intelligence

GSMAによるレポート(27 Feb 2019)より

他国への渡航の際、ローミングとeSIMを利用する場合の主な違いは、以下のとおり。

- ローミングを利用する場合は、利用者の手続なく利用できるメリットがあるものの、事業者間のローミング料金が高額になることもあるため、利用者の利用料金が一般的に高額となる。
- eSIMを利用する場合は、渡航前に他国の通信事業者と直接契約をすることで渡航時の手続がなくすることができる上、渡航先の国内料金で通信サービスを受けることが可能になる。

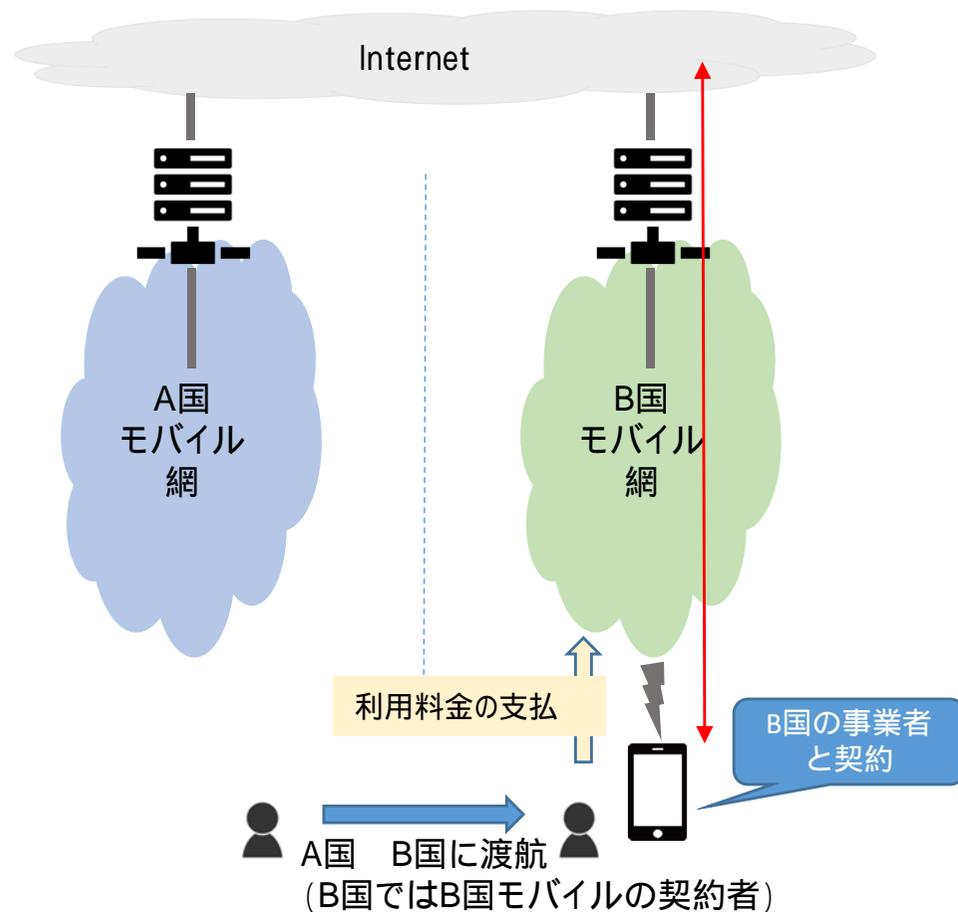
ローミングによる他国での利用



【利用料金(ドコモの例)】

・海外データローミング使い放題: 2,980円 / 日
(+ 基本料)

eSIMでの直接契約による他国での利用

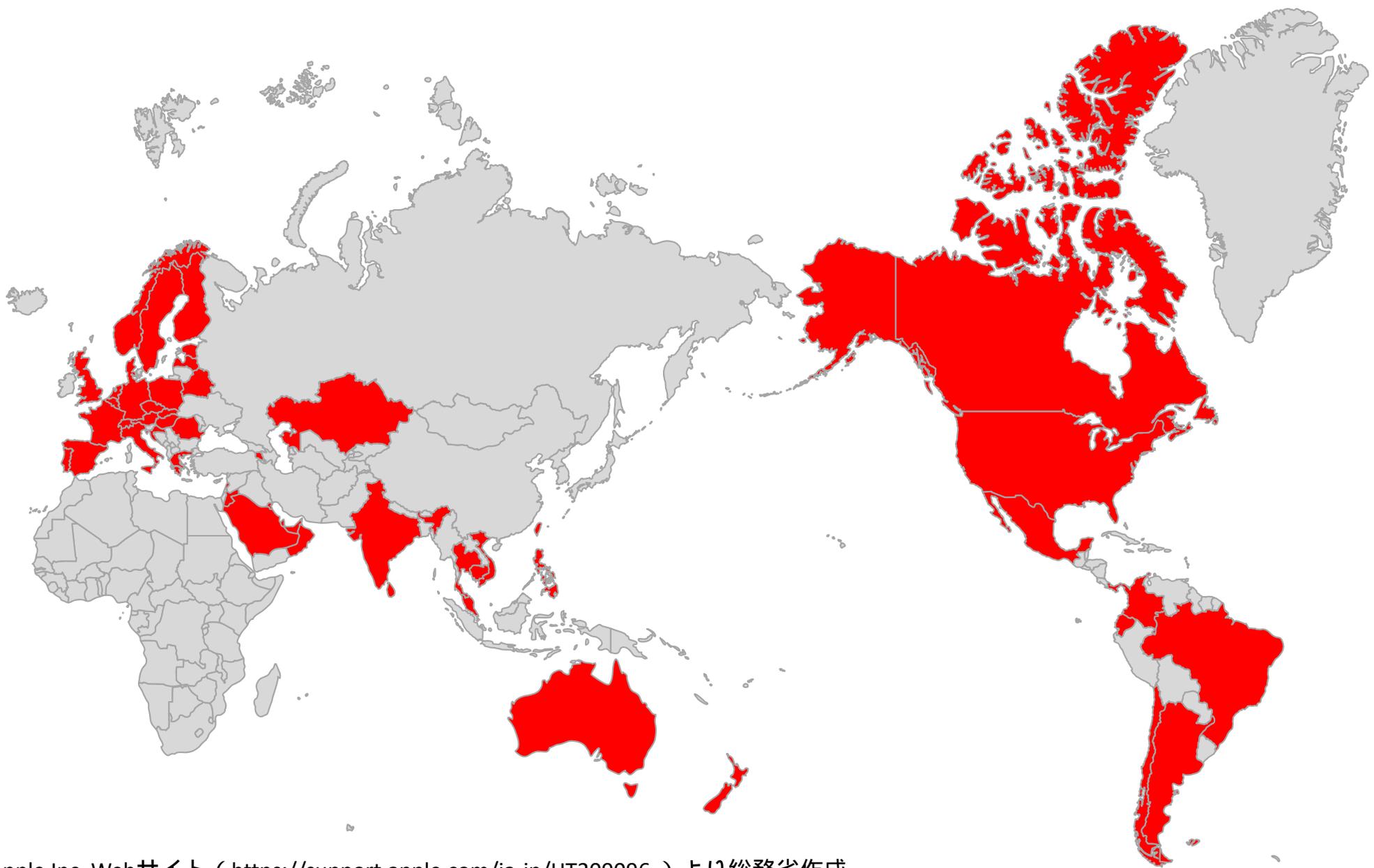


【利用料金(Verizonの例)】

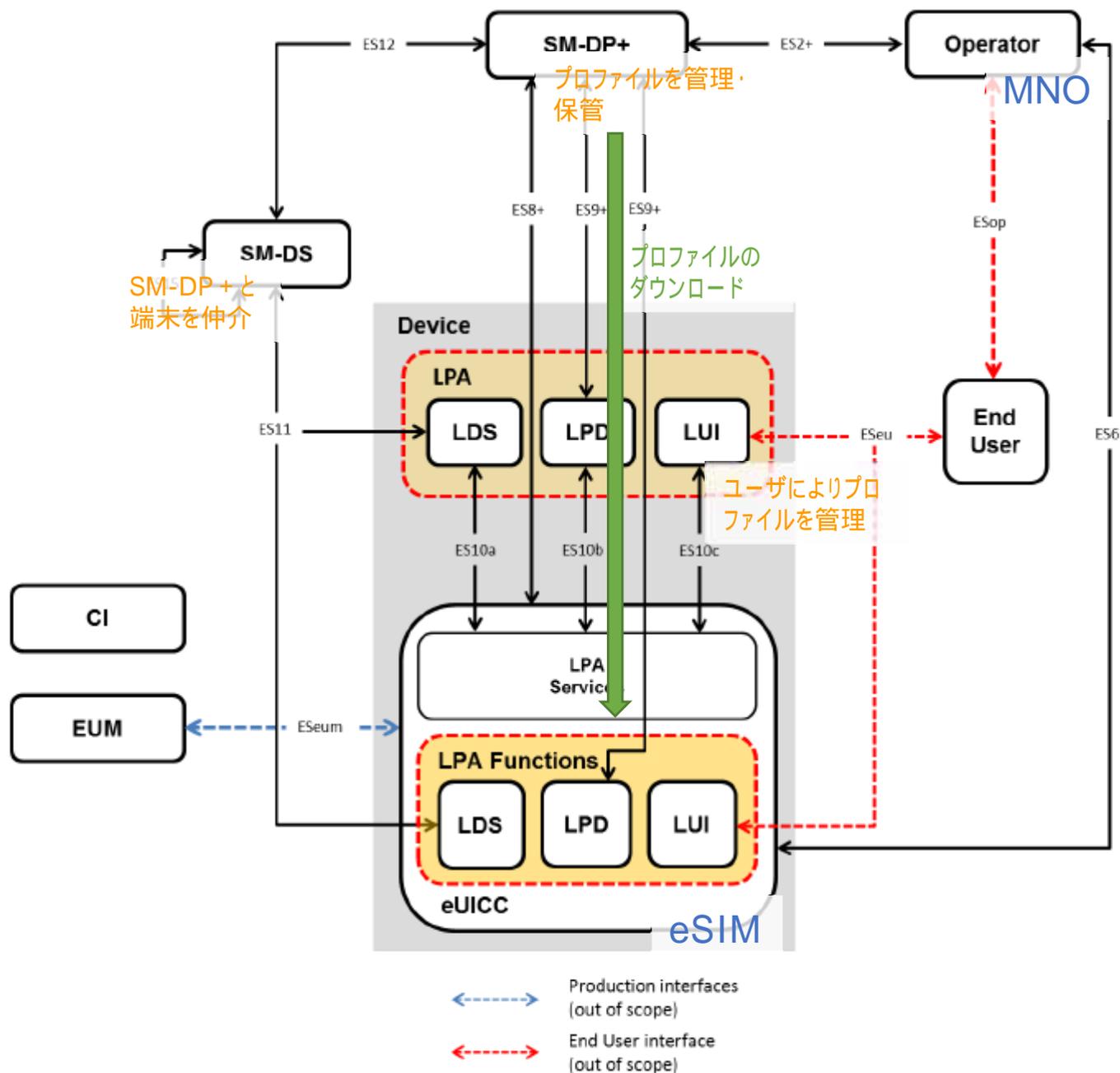
・音声・データ使い放題: \$ 70 / 月
(+ 基本料)

〔参考4〕 eSIMサービス (iPhone向け) を提供している通信事業者

- 米アップルは、全世界で販売するiPhoneXS以降のスマートフォン端末にeSIMを搭載。
- G7 (主要7カ国) のうち、携帯事業者がeSIMサービス (iPhone向け) を提供していない国は日本のみ。



[参考5] eSIMの仕組み (GSMAの標準化仕様より)



1 eSIMの促進

2 SIMロック解除の一層の推進

3 キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討

4 MNPの手続の更なる円滑化に向けた検討

- SIMカードとは、携帯電話事業者が発行する、利用者が通信サービスを受けるためのICカードで、携帯電話端末に差して利用するもの。
- 大手携帯電話事業者は、端末にSIMロックをかけて販売しており、利用者が携帯電話事業者を乗り換える際、SIMロックがかかった端末は使用不可。

SIM (Subscriber Identity Module)カード

- 携帯電話事業者が発行する、利用者が通信サービスを受けるためのICカードで、携帯電話端末に差して利用。
- 電話番号などの情報が記録されており、携帯電話端末をネットワークに接続する際の認証に用いられる。
- 日本では、携帯電話事業者が、端末にあらかじめ自社のSIMカードを差して販売するのが一般的。

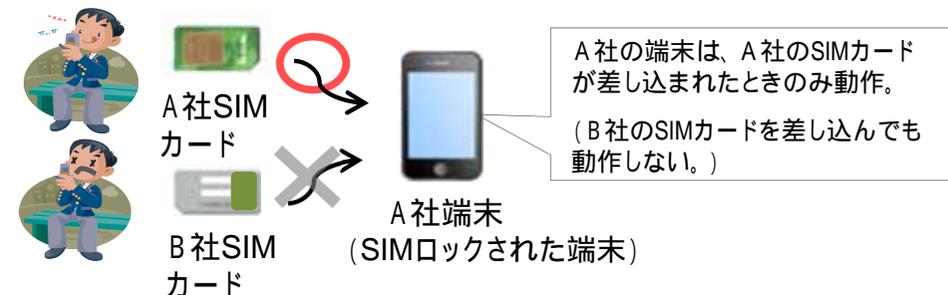


SIMカードにはサイズが複数あり、端末によって対応しているサイズが異なる。

(出典：日経コミュニケーション2015年2月号)

SIMロック

- 携帯電話事業者が、(自社のSIMカード等)特定のSIMカードが差し込まれた場合のみ動作するよう端末を設定すること。
- 携帯電話事業者を乗り換える際、SIMロックがかかった端末は使用できない。
- 例えば、海外渡航時についても、現地国のSIMに差し替えて使用することができない。



2007年

「モバイルビジネス研究会」報告書(9月)

SIMロック解除を法的に担保することについて2010年
に向けて検討するよう提言

2010年

「携帯電話のSIMロックの在り方に関する公開ヒアリング」(4月)

事業者による自主的なSIMロック解除を推進

「SIMロック解除ガイドライン」策定(2010年6月)

2014年

「ICTサービス安心・安全研究会」報告書(12月)

事業者がSIMロック解除に応じるよう義務づけ

「SIMロック解除ガイドライン」改正(2014年12月)

2016年

「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ
会合」取りまとめ(11月)

SIMロック解除が可能となるまでの期間の短縮

「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指
針」策定(2017年1月)

2017年

(180日 100日(一括で購入する場合は支払いが確認できるまでの期間))

2018年

「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(4月)

事業者が中古端末のSIMロック解除に応じるよう義務づけ

「モバイルサービスの提供条件・端末に関する
指針」改正(2018年8月)

2019年

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」(第18回、9月)

分割購入から100日以内に信用確認措置に応じた場合の
SIMロック即時解除義務づけ「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関
するガイドライン」改正(2019年11月)

SIMロック解除手続の原則無料化

通信契約のない者は、2019年11月22日、通信契約がある者は、2020年4月6日から適用

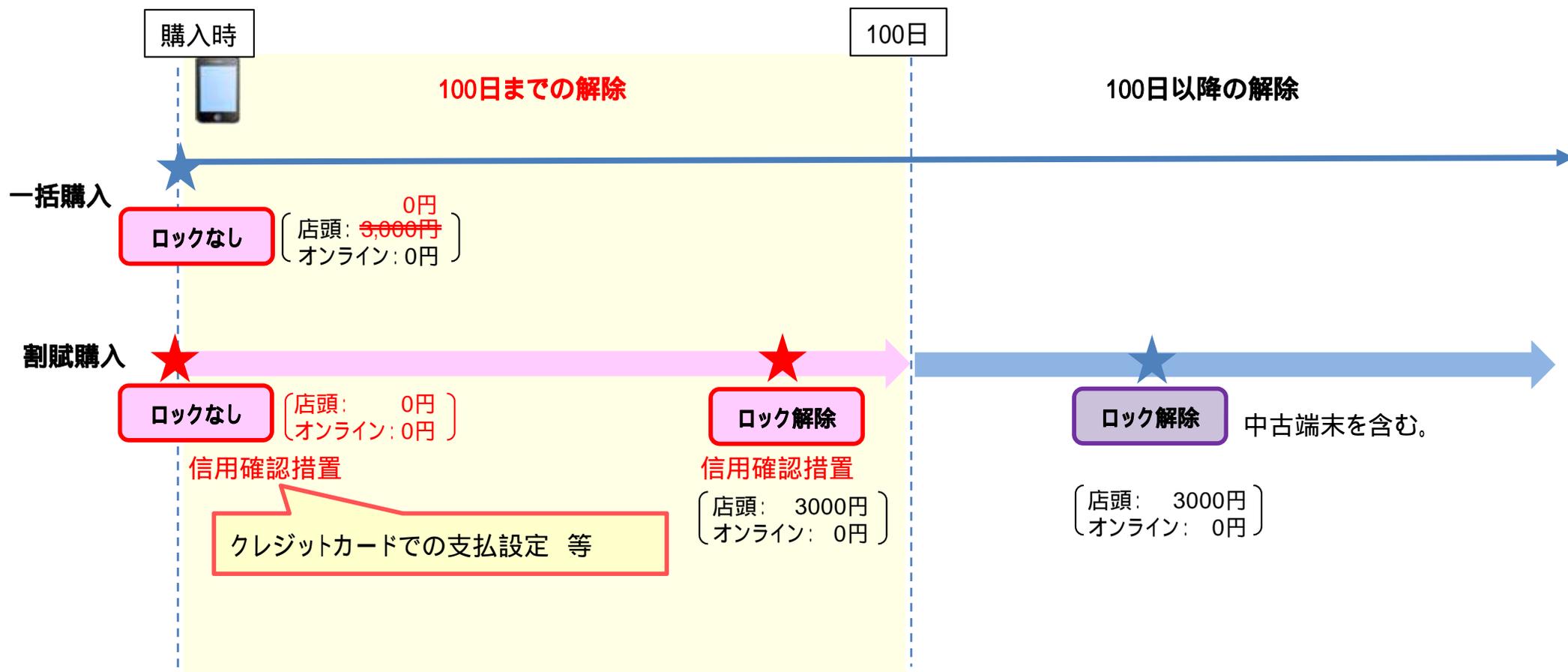
中古端末のオンライン手続義務付け

2020年10月1日から適用

SIMロック解除ガイドラインを改正し、次の内容を義務付け【2019年11月22日に改正】

- 通信契約の有無にかかわらず、一括購入の場合又は端末の購入時に信用確認措置(クレジットカードでの支払設定等)に応ずる場合には、手数料無料でSIMロックが解除された端末を販売すること
- 通信契約の有無にかかわらず、信用確認措置に応ずる場合には、SIMロックを即時解除すること
- 中古端末のSIMロック解除について、オンライン手続を可能とすること

回線非契約者は2019年11月22日から、回線契約者は2020年4月6日から、中古端末のSIMロック解除は2020年10月1日から新規を適用



手数料の額は、参考として主要MNOの現在のSIMロック解除の事務手数料の額を記載。

- 「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」(2018年1月10日策定)において、利用者が現在の端末を乗換え先事業者でも使用可能とし、スイッチングコストを低減させるため、SIMロック解除を義務付け。2019年11月のガイドライン改正を踏まえ、一定の条件を満たした場合には、端末購入時に解除可能。

SIMロック解除に関するルール

■ 購入時

- 一括購入: SIMロック解除端末引渡し(支払確認後)
- 分割購入: SIMロック解除端末引渡し(信用確認措置実施後)



■ 購入時以外

- 一括購入: 即時解除
- 分割購入:
 - 購入から100日以内: 即時解除(信用確認措置実施後)
 - 購入から101日以降: 即時解除
 - 前回SIMロック解除時から101日以降: 即時解除



信用確認措置: 2ヶ月分の保証金支払い、2ヶ月分の前払い、クレジットカード等の自動的な支払い方法等(総務省の確認)

手数料無料(購入時以外に店舗で手続を行う場合を除く。)

各社の対応状況

■ MNO事業者

- NTTドコモ、KDDI及びソフトバンクは、SIMロックを設定。

< 購入時の対応 >

NTTドコモは、端末の購入時に、一括購入又はクレジットカードによる分割払いの場合は、端末購入者の申出がなくてもSIMロックが解除された状態の端末を渡す取組を実施(2020年8月から実施)。

KDDI及びソフトバンクは、一括購入又はクレジットカードによる分割払いの場合は、端末購入者の申出に応じて、SIMロックを解除する取組を実施。

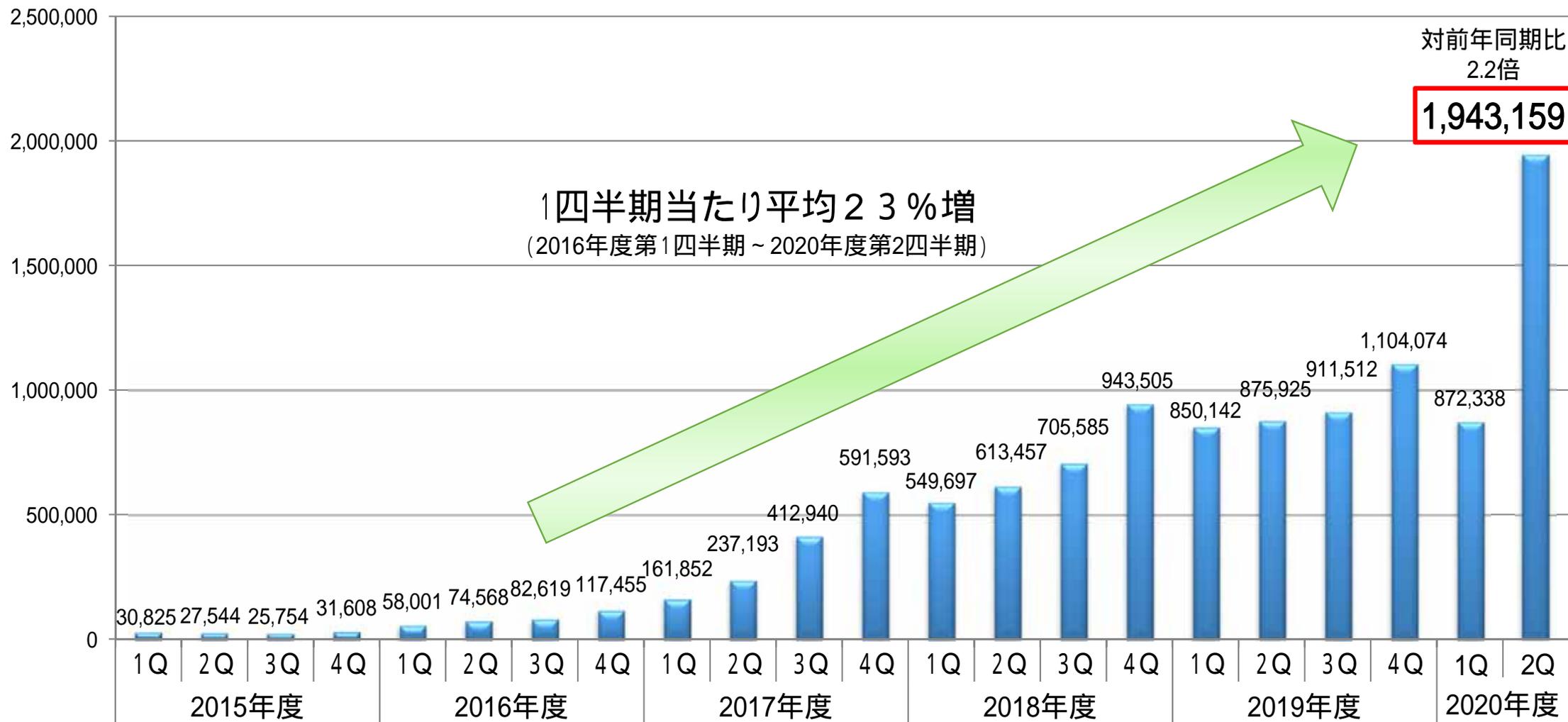
■ MVNO事業者

- 2020年4月より、SIMロックの設定自体を中止。

SIMロック解除件数の推移

SIMロックが解除された端末の数は、2016年度第1四半期以降に大きく増加している(1四半期当たり平均23%増)。2020年度第2四半期には、190万件を突破し、対前年同期比2.2倍となっている。

(単位:件)



SIMロックが解除された端末の数は、2016年度第1四半期以降に大きく増加している(1四半期当たり平均23%増)。2020年度第2四半期には、190万件を突破し、対前年同期比2.2倍となっている。

SIMロック解除の推進に係る論点

論点

- SIMロックは、端末の割賦代金等を支払わない行為や、端末の詐取を目的とした役務契約等の不適切な行為を防止するための対策として設けられているものであるが、あくまで事業者側の事情に基づき設定されるものであり、かかる行為を行うおそれのない購入者にとっては不要な手間や不便を生じさせるだけのものではないか。具体的に、SIMロックにより、購入者に利益が生じる場合があるか。
- 購入者にとって何ら利益がないとすれば、「不適切な行為を防止する」という事業者側の目的を実現するための手段としての合理的な理由なくSIMロックを設定すること(設定したSIMロックを解除しないことを含む。以下同じ。)は、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発展又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるものと言えるのではないか。
- これまでの整理を踏まえれば、端末の割賦代金等を支払わない行為等の不適切な行為が行われる可能性が低いことが確認できない者についてSIMロックを設定することについては一定の合理性が認められるが、そのほかにSIMロックを設定することについて購入者に不要な手間等を強いる合理性が認められるケースはあるか。
- 購入者に不要な手間等を強いる合理性が認められない場合には、SIMロックを設定することは一律に禁止されるべきではないか。仮に、購入時には不適切な行為が行われる可能性が低いことが確認できなかったとしても、その後、確認ができた場合には、事業者の責任において解除するべきではないか。

〔参考1〕 各事業者のSIMロック解除の実施状況

(2020年10月1日現在)

		NTTドコモ			KDDI			ソフトバンク		
		回線契約者	非回線契約者	中古端末購入者	回線契約者	非回線契約者	中古端末購入者	回線契約者	非回線契約者	中古端末購入者
解除可能な主体		契約中の契約者本人	回線契約のない端末購入者	制限なし	契約中の契約者本人	回線契約のない端末購入者	制限なし	契約中の契約者本人	回線契約のない端末購入者	制限なし
	解除の形態	【一括購入】 【割賦購入（信用確認措置）】 解除渡し ¹ 【過去解除から101日以降】 即時解除（キャリアショップは申出があれば解除渡し） ¹	【一括購入（店舗のみ）】 【割賦購入（信用確認措置）】 解除渡し ¹	/	【一括購入】 【割賦購入（信用確認措置）】 【過去解除から101日以降】 解除渡し ²	【一括購入（店舗）】 【割賦購入（信用確認措置）（店舗）】 【過去解除から101日以降（店舗）】 解除渡し	/	【一括購入】 【割賦購入（信用確認措置）】 【過去解除から101日以降（オンライン以外）】 解除渡し ³ 【過去解除から101日以降（オンライン）】 即時解除	/	/
購入時	一度に2台まで （1日の受付回数の制限なし） 終日 （各店舗の営業時間内）		台数制限なし 終日 （各店舗の営業時間内）		1日2台まで 終日 （各店舗の営業時間内）	台数制限なし 終日 （各店舗の営業時間内）				
オンライン	台数制限なし 24時間（my docomo ¹ ）	台数制限なし 24時間（my docomo ¹ ）	台数制限なし 24時間		-（販売せず）	台数制限なし 9時～21時 （My SoftBank・My Y!mobile） ³		-（販売せず）		
電話	解除不可		解除不可		解除不可					
手数料	無料			無料			無料			
解除方法	解除の形態	【信用確認措置】 【過去解除から101日以降】 【残債がない場合】 即時解除	【信用確認措置】 【残債がない場合】 即時解除	【残債がない場合】 即時解除	【信用確認措置】 【過去解除から101日以降】 【残債がない場合】 即時解除	【残債がない場合】 即時解除	【信用確認措置】 【過去解除から101日以降】 【残債がない場合】 即時解除	【残債がない場合】 即時解除		
	購入後100日以内	一度に2台まで （1日の受付回数の制限なし） 終日 （各店舗の営業時間内）		台数制限なし 終日 （各店舗の営業時間内） （auのみ、UQ mobileは解除不可）	1日2台まで 終日 （各店舗の営業時間内） （auのみ、UQ mobileは解除不可）	台数制限なし 終日 （各店舗の営業時間内）	1日2台まで 終日 （各店舗の営業時間内）			
	オンライン	台数制限なし 24時間（my docomo）		台数制限なし 9時～21時30分（My au）、24時間（my UQ mobile）	台数制限なし 9時～21時30分 （My au） （auのみ、UQ mobileは解除不可）	台数制限なし 9時～21時 （My SoftBank・My Y!mobile）				
	電話	台数制限なし 9時～21時	解除不可	台数制限なし 9時～21時 （UQ mobileのみ、auは解除不可）	解除不可	台数制限なし 9時～21時 （UQ mobileのみ、auは解除不可）	解除不可			
手数料	オンライン：無料 その他：3,000円（税抜）/台			オンライン：無料 その他：3,000円（税抜）/台			オンライン：無料 その他：3,000円（税抜）/台			

(注1)信用確認措置は、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクともにクレジットカード登録。(注2)NTTドコモは、一括購入時又は信用確認措置を受けた割賦購入時には、利用者の申出なしに解除渡し。(注3)Y!mobile、UQ mobileは自社の回線契約がない者に端末販売せず。(注4)楽天モバイル、インターネットイニシアティブ、NTTコミュニケーションズ、オプテージはSIMロックなし。ビッグロブ、LINEモバイル、J:COMグループ各社は、2020年4月6日以降に発売する端末についてはSIMロックなし。

1 Android端末は、解除コードを契約書面に記載等 2 UQ mobileは、20年11月末（予定）までは、オンライン販売した端末は購入者自身で解除（24時間（my UQ mobile））
3 オンラインでのAndroid端末は、解除コードを契約書面に記載 4 量販店・併売店では、NTTドコモについては回線契約者・非回線契約者・中古端末購入者ともに解除不可。KDDI及びソフトバンクについては回線契約者・非回線契約者・中古端末購入者ともに即時解除（一部の量販店のみ）。

〔参考2〕 各事業者のSIMロック解除の実施状況

(2020年10月1日現在)

		NTTドコモ			KDDI			ソフトバンク		
		回線契約者	非回線契約者	中古端末購入者	回線契約者	非回線契約者	中古端末購入者	回線契約者	非回線契約者	中古端末購入者
解除方法	解除の形態	即時解除			即時解除			即時解除		
	購入後101日以降	一度に2台まで (1日の受付回数の制限なし) 終日 (各店舗の営業時間内)			台数制限なし 終日 (各店舗の営業時間内) (auのみ、UQ mobileは解除不可)	1日2台まで 終日 (各店舗の営業時間内) (auのみ、UQ mobileは解除不可)		台数制限なし 終日 (各店舗の営業時間内)	1日2台まで 終日 (各店舗の営業時間内)	
	オンライン	台数制限なし 24時間 (my docomo)			台数制限なし 9時～21時30分 (My au)、24時間 (my UQ mobile)		台数制限なし 9時～21時30分 (My au) (auのみ、UQ mobileは解除不可)	台数制限なし 9時～21時 (My SoftBank・My Y!mobile)		
	電話	台数制限なし 9時～21時	解除不可		台数制限なし 9時～21時 (UQ mobileのみ、auは解除不可)	解除不可		台数制限なし 9時～21時 (UQ mobileのみ、auは解除不可)	解除不可	
	手数料	オンライン：無料 その他：3,000円(税抜)/台			オンライン：無料 その他：3,000円(税抜)/台			オンライン：無料 その他：3,000円(税抜)/台		
その他解除条件	ネットワーク制限等がかかっていないこと SIMロック解除機能の搭載端末であること			ネットワーク制限等がかかっていないこと SIMロック解除機能の搭載端末であること			ネットワーク制限等がかかっていないこと SIMロック解除機能の搭載端末であること			
解除開始時期	2011年4月1日	2020年3月18日	2019年2月20日	2015年5月1日(実運用は、2015年4月23日から180日経過後)	2019年10月1日	2019年9月1日	2015年11月25日	2019年9月26日 (一括購入の場合) 2019年10月1日 (上記以外)	2019年8月21日	
対応機種	発売したスマートフォンの全機種数 うちSIMロックのかかっている機種数 うちSIMロック解除対応機種数 <2017年> 20機種 20機種 20機種 <2018年> 24機種 24機種 24機種 <2019年> 19機種 19機種 19機種 <2020年(9月末まで)> 13機種 13機種 13機種			発売したスマートフォンの全機種数 うちSIMロックのかかっている機種数 うちSIMロック解除対応機種数 <2017年> KDDI: 18機種 18機種 18機種 UQ: 11機種 2機種 2機種 <2018年> KDDI: 16機種 16機種 16機種 UQ: 6機種 1機種 1機種 <2019年> KDDI: 17機種 17機種 17機種 UQ: 8機種 0機種 0機種 <2020年(9月末まで)> KDDI: 17機種 17機種 17機種 UQ: 5機種 1機種 1機種			発売したスマートフォンの全機種数 うちSIMロックのかかっている機種数 うちSIMロック解除対応機種数 <2017年> 21機種 17機種 17機種 <2018年> 25機種 19機種 19機種 <2019年> 26機種 24機種 23機種 <2020年(9月末まで)> 9機種 9機種 9機種			
MVNOでのSIMロック端末の利用	可能			可能 (2017年8月1日以降発売の端末に限る。)			可能 (2017年8月1日以降発売の端末に限る。)			

(注1)信用確認措置は、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクともにクレジットカード登録。(注2)NTTドコモは、一括購入時又は信用確認措置を受けた割賦購入時には、利用者の申出なしに解除渡し。(注3)Y!mobile、UQ mobileは自社の回線契約がない者に端末販売せず。(注4)楽天モバイル、インターネットイニシアティブ、NTTコミュニケーションズ、オプテージはSIMロックなし。ビックローブ、LINEモバイル、J:COMグループ各社は、2020年4月6日以降に発売する端末についてはSIMロックなし。

4 量販店・併売店では、NTTドコモについては回線契約者・非回線契約者・中古端末購入者ともに解除不可。KDDI及びソフトバンクについては回線契約者・非回線契約者・中古端末購入者ともに即時解除(一部の量販店のみ)。

1 eSIMの促進

2 SIMロック解除の一層の推進

3 キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討

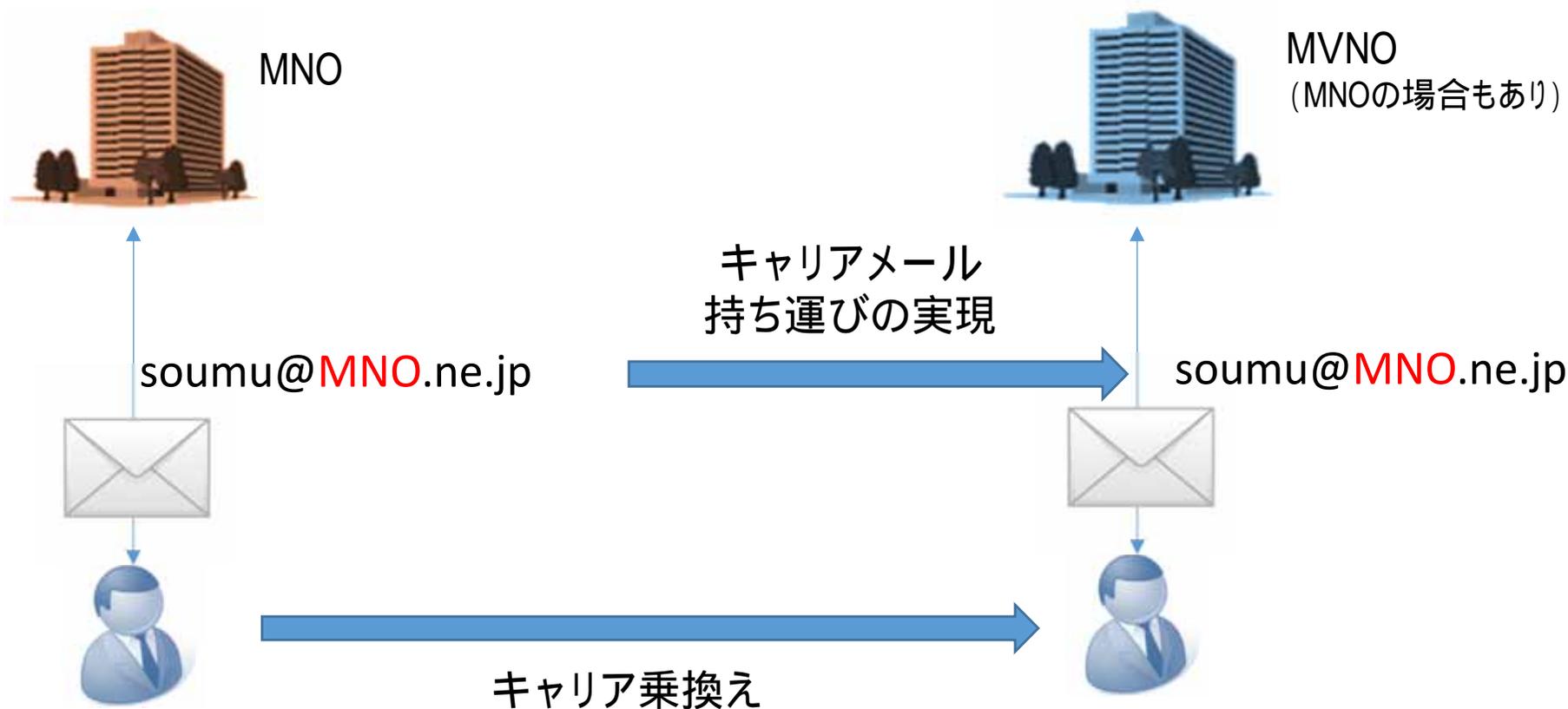
4 MNPの手続の更なる円滑化に向けた検討

キャリアメールの持ち運びの実現に向けた検討

キャリアメールの持ち運びについては、これまでも通信プラットフォーム研究会等において検討してきたものの、未だ実現されていない。

今般、その実現方式、実現に向けた課題等について、年度内に検討を行い、必要に応じて、MNOの機能開放()を含めた取組を実施していく。

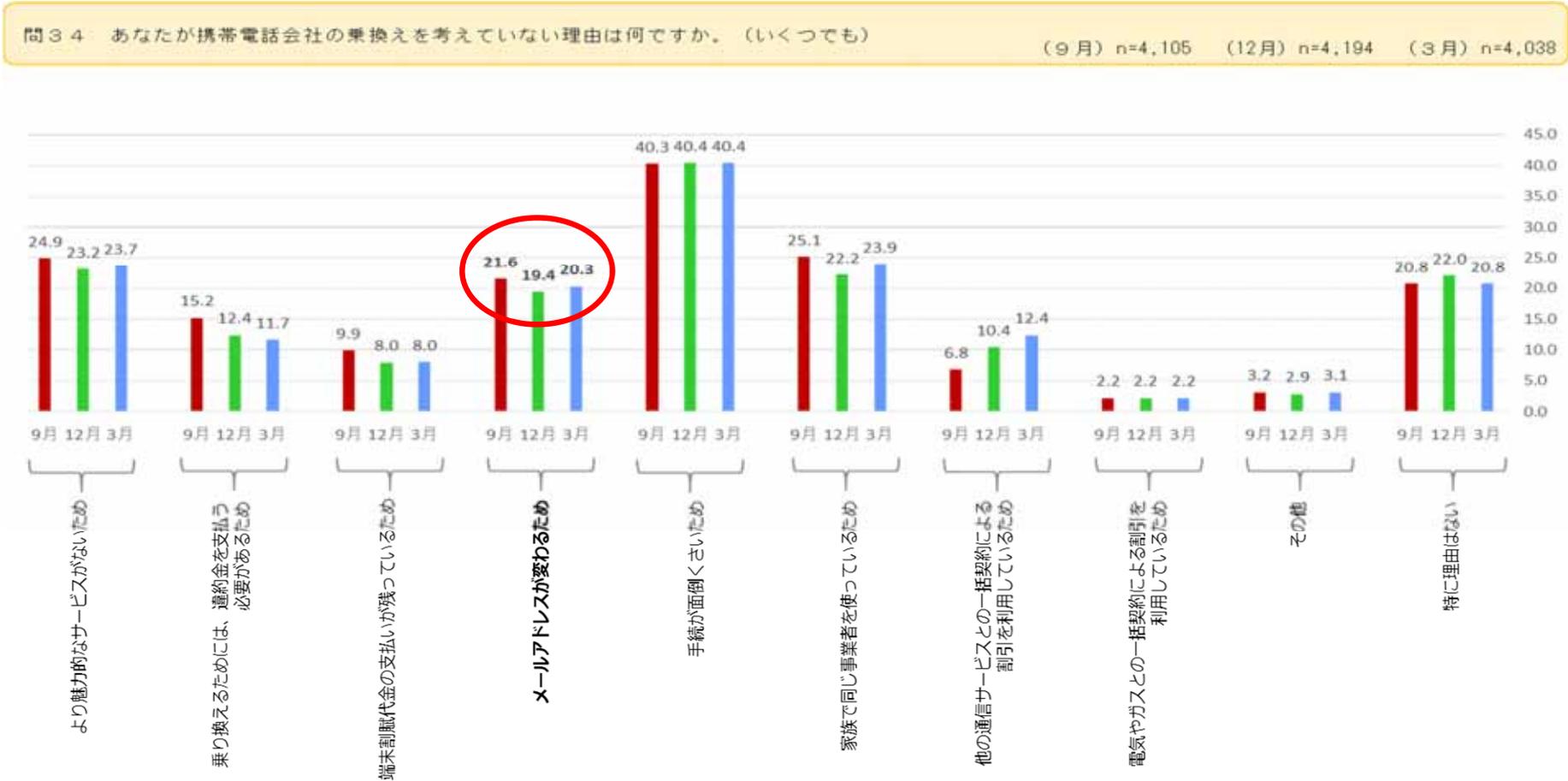
携帯電話のEメール転送機能の開放



キャリアメールの持ち運びの実現へのニーズ

キャリアメールの持ち運びの実現へのニーズについて、過去総務省において行った主な調査結果は、以下のとおりである。

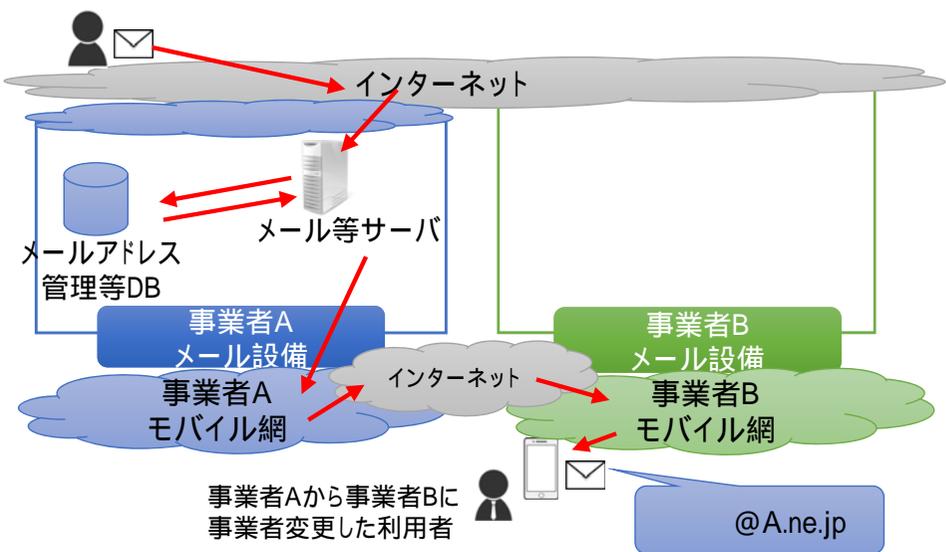
いずれの時点でも20%程度の利用者が、携帯電話会社の乗換えを考えていない理由として、メールアドレスが変わることを挙げている。



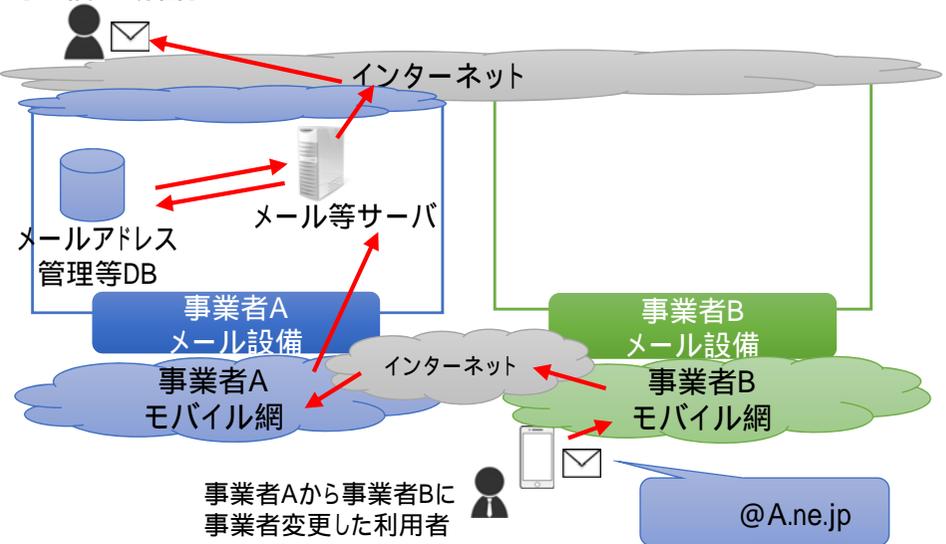
キャリアメールの持ち運びの主な実現方法(イメージ)

変更元事業者が管理する方法

【受信の場合】



【送信の場合】

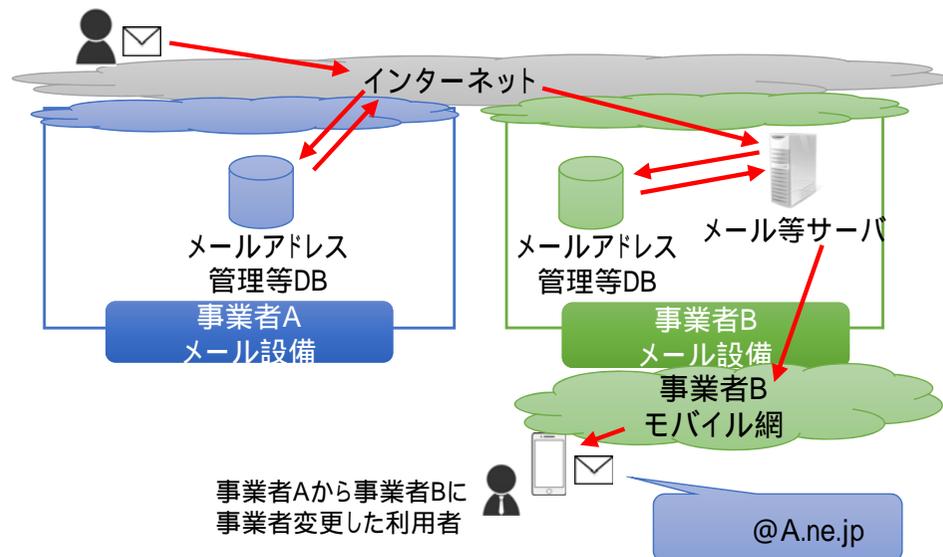


【主な課題】

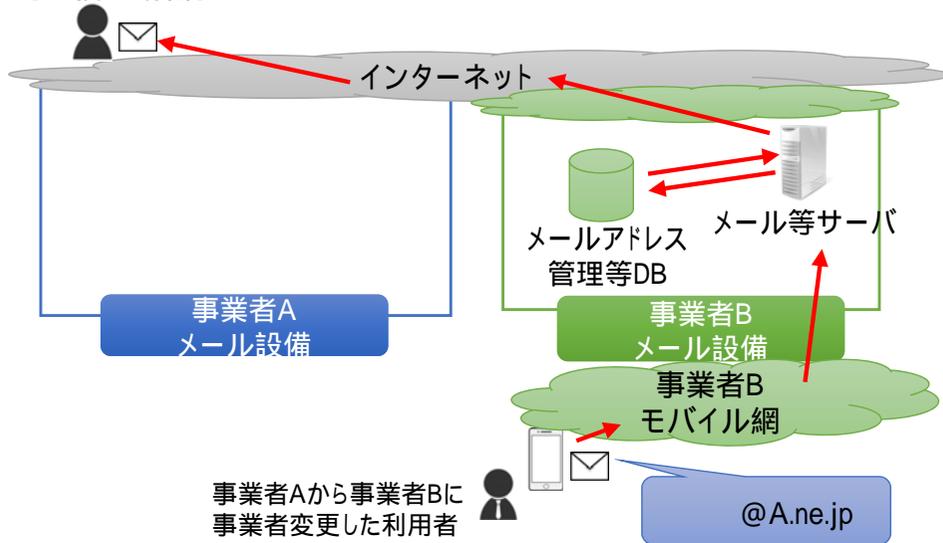
- ・事業者Aが変更ユーザ情報等の維持管理を継続していく必要あり。
- ・システム開発に係るコストが大きいことが予想される。

転送する方法

【受信の場合】



【送信の場合】



【主な課題】

- ・送信する場合には事業者Bが事業者Aのアドレスで送信することとなり、「なりすまし」によるセキュリティホール化の懸念がある。
- ・事業者Aが個人情報(転送先アドレス等)の管理をする必要あり。

論点

- キャリアメールの持ち運びに対するニーズについてどう考えるか。一定のニーズがあることを前提として、長年にわたり実現が課題とされてきたことも踏まえ、できるだけ早期かつ効率的に実現すべきとの考え方についてはどうか。
- P26で示した実現方法のいずれの方法がよいか。また、それ以外の方法がよいか。
- P26で示した実現方法のいずれにおいても、変更元事業者がユーザの個人情報を持つことになるが、個人情報保護の観点から問題はないのか。
- P26で示した実現方法のいずれにおいても、キャリアメールの持ち運びを適用する範囲は、モバイル間とするか、モバイル-固定間とするか。
- P26で示した実現方法ごとに、開発等のコストがどれ位かかるのか。一定のコストがかかることを前提として、受益者負担の考え方を踏まえたサービス設計とすべきか。
- P26で示した転送による方法を採用する場合、変更先事業者が変更元事業者のアドレスをそのネットワークを通さずにメール送信を行うことになるが、セキュリティ上問題(なりすましの問題等)はないのか。その他、アドレス管理の観点から課題はないか。

1 eSIMの促進

2 SIMロック解除の一層の推進

3 キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討

4 MNPの手続の更なる円滑化に向けた検討

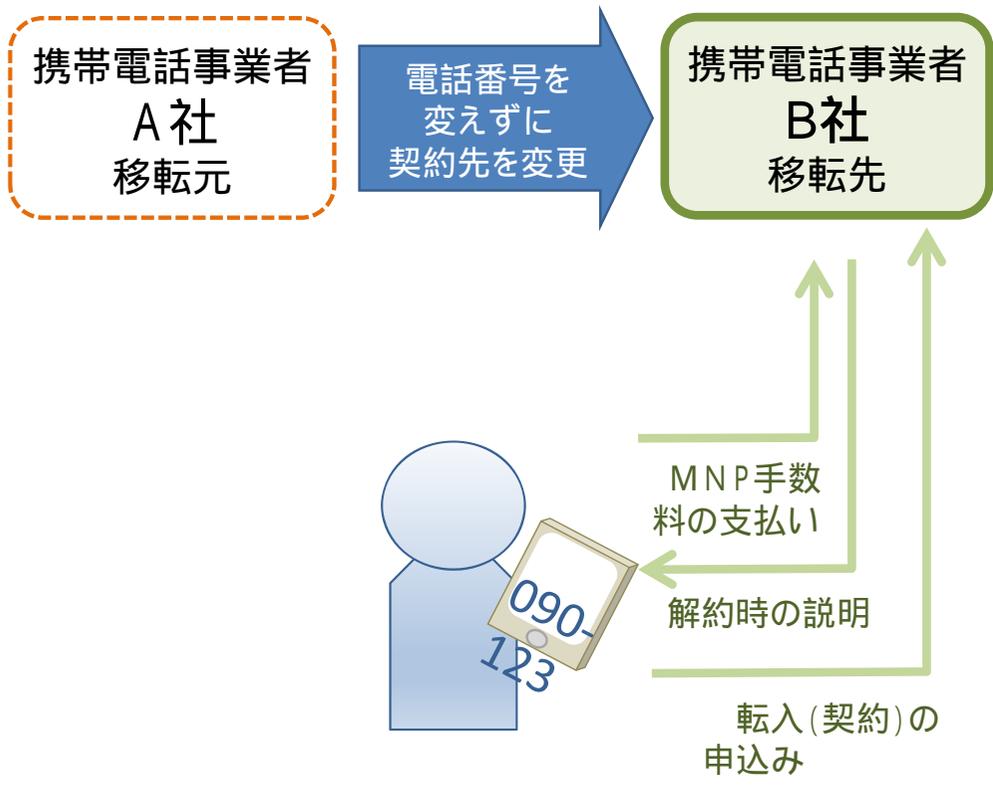
MNPにおけるツーストップ方式とワンストップ方式について

番号持ち運び制度(MNP: Mobile Number Portability)の手続については、現在採用されている「ツーストップ方式」のほか、移転先事業者とのやりとりで手続きが完結する「ワンストップ方式」がある。

ツーストップ方式(現行)



ワンストップ方式



MNPにおけるワンストップ方式の検討

MNP手続について、「競争ルールの検証に関する報告書2020」や「MNPガイドライン」等を踏まえ、利用者が一層使いやすい手続きとする観点から、ワンストップ方式の検討が課題となっている。

ワンストップ方式については、与党や一部のMNO・MVNOから導入に向けて検討を進めるよう要望が寄せられている一方、システム改修コストがかかる等の課題が指摘されている。

ワンストップ方式の主なメリット

- ✓ 乗換え手続きが簡易かつ迅速に可能。
- ✓ 利用者の引き止めが起こりえない。



ワンストップ方式の主な課題

- ✓ システム改修等にコストや時間が必要。
- ✓ 関係事業者間で、個人情報適切に管理する必要。
- ✓ 解約に関する重要事項説明等の確保に工夫が必要。

競争ルールの検証に関する報告書2020

【参考】 他の採用例

- 米・仏等の先進諸国においては、ワンストップ方式を導入済み。
- 我が国においても、電力(小売り)はワンストップ方式を導入済み。

検討の方向性・論点

- ✓ ワンストップ方式を実現する場合の**課題の整理及び認識の共有**
- ✓ 上記課題を解決するための**方策の検討**
- ✓ ワンストップ方式に関する**今後の対応の在り方**
- ✓ その他MNPに関する課題の整理

MNPのワンストップ化に関する主な記載

第3章 モバイル市場に係る課題

1. MNPに関する事項

(2) MNP手続の在り方 (MNPの枠組み)
対応の方向性

(略)

今後ワンストップ方式の導入可能性を検討する場合、MNP導入時における当時の関係事業者間 (MNO) において、運用やシステムの在り方、当該システムを実現する具体的仕様、当該具体的仕様の構築、当該構築のための費用負担等について、2年以上に渡って検討がなされたことを踏まえると、現在では、より多くの関係事業者間 (MNO・MVNO) において、ゼロベースからデータベースの方式も含めた運用やシステムの在り方、それを実現する具体的仕様等を議論し、結論を得ることが必要と想定され、検討だけでも導入時に要した期間 (2年) を超える期間を要することも想定される。

一方で、ワンストップ方式においては生じえない又は生じ難いツーストップ方式における具体的な手続等に着眼して課題の改善を進める方法は、ワンストップ方式の導入可能性の検討に比べて、多大な人的、時間的な負担を要せず、その結果得られる成果も同等のものと考えられる。

そのため、まずはツーストップ方式における課題について改善を進めることとし、こうした対応によっても課題が解決できないと判断されれば、将来的にワンストップ方式の導入可能性について検討を進めることが適当である。

主な意見

< 構成員 >

- ・ ワンストップについてはMNP導入に向けた検討時も検討をしたが、その際、システム構築費用の見積もりをとったところ、かなりの金額であった。また、後から参入する事業者がどのようにシステムにかかる費用を負担するのかという点の議論もあり、個別DB方式が導入された。しかし、今、ワンストップのシステム構築を検討する場合、クラウドの利用により費用が安くなる可能性があるところ、タイミングが早すぎるかもしれないが、今後、費用についても検討してもいいのではないかと。
- ・ MNP導入当時は、料金プランが複雑であり、途中解約による違約金を請求される可能性が考慮され、ワンストップとならなかった。現在は違約金も下がったので、改めてワンストップを検討する必要がある。MNPを行う人の手間を考えるとワンストップの方が優れている。ただ、ワンストップの実現には時間がかかるというのは確かなので、まずはツーストップで改善を進め、それでもだめならワンストップにすると良いのではないかと。
- ・ ツーストップの現状においても消費者トラブルが発生しており、これは解消されるべき。ワンストップとなった場合では、移転先が注意を促すことで解消できるのではないかと。ワンストップであるべき。
- ・ まず、ツーストップ方式でやってみて、その後、もし駄目ならワンストップ方式ということになると、2年を超えるところか、非常に長い時間かかることになると思うが、そこは並行してワンストップ方式も検討していくことが重要ではないかと。

< 事業者 >

- ・ ワンストップ化も実現すべき。OECD加盟36か国中30か国では、転入先事業者の手続きのみでMNPが完結。転出元・転入先の両方で手続きが必要な国は、日本を含め3か国のみ。
- ・ MNP手続のワンストップ化は、MNPガイドラインの策定時 (2004年5月) からの検討事項となっているところ、その実現に向けて取り組むことは、スイッチングコストの低廉化、利用者利便の向上の観点から、有益である。一方で、転出時/解約時の注意事項を伝える機会がなくなることへの懸念もあることから十分な考慮をすべき。
- ・ 現状もワンストップに近い手続きが実現できており、消費者保護観点からの解約時の説明責任を負う事業者の課題、連携システム観点からの加入者契約情報ごとに「解約注意事項」が閲覧可能なシステム構築の課題、その他の観点からの個人情報保護やセキュリティの課題が存在する中、膨大な費用と期間を要する完全ワンストップ型MNPには反対。

課題

携帯電話会社の乗換手数料(MNP手数料)は、2006年の導入以降(15年間)、各社同額で高止まり

方向性

現行3,000円を原則ゼロ円に引下げ
 ・オンライン以外の受付の場合は、上限1000円

課題

携帯電話会社を乗換えようとする利用者に対し、自社プランへの誘導やポイント付与等による「過度な引止め」が行われている

方向性

過度な引止め行為を禁止
 ・利用者同意のない自社プランへの誘導や、MNP引き止めのためのポイント付与等の禁止

課題

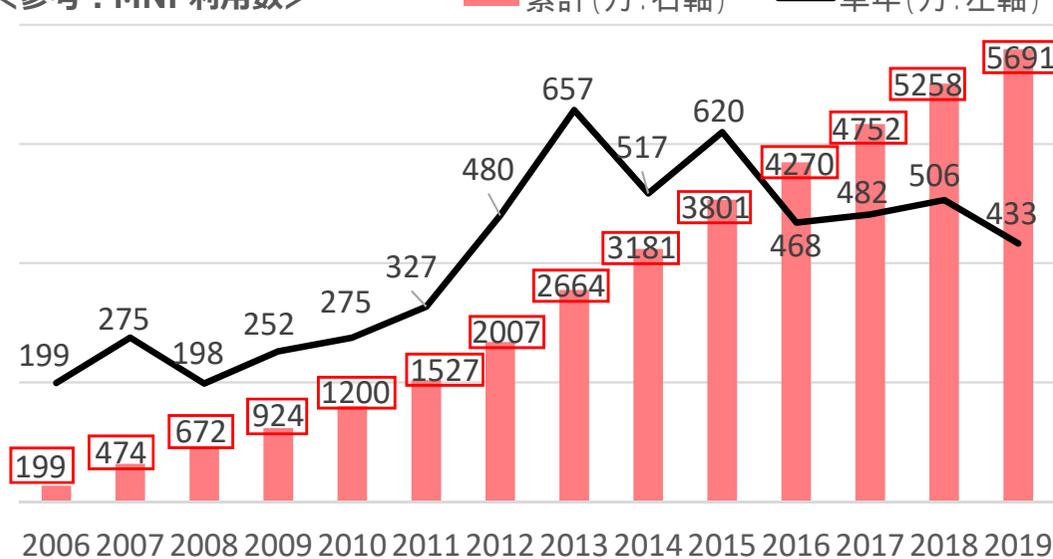
オンラインでの受付時間に制約あり(9時~20時等)
 (新規契約等の手続は、24時間受付が通例)

方向性

オンライン受付けを24時間に拡大

<参考：MNP利用数>

■ 累計(万:右軸) ● 単年(万:左軸)



施策の効果

利用者利便の向上
 ・利用者にとってMNPを一層使いやすく
 事業者間競争の一層の促進
 ・過度な引止めのない公正な競争を促進

公正な競争を通じて一層の料金の低廉化を期待

1 . パブリックコメントの実施

令和2年11月3日(火)～同年12月8日(火)までの間、パブリックコメントを実施。

2 . MNPガイドライン改正の主な内容

✓ 利用者負担料金等

- ・利用者負担料金の額について、ウェブ(ガイドライン上は「インターネット等」と表記)は無料、店頭・電話は1,000円以下の額に消費税を加えた額とすること。
- ・MVNOがMNP取扱件数に応じてMNO等に支払う料金は、利用者負担料金の額と同額以下とすること。

✓ ウェブにおける利用環境改善

- ・ウェブにおける手順画面をウェブサイトの階層の浅い場所に設置するなど、アクセスの容易化に努めること。
- ・ウェブにおける利用手続及び画面表示は、分かりやすく簡便なものとなるよう努めること。
- ・ウェブにおけるMNPの受付時間は、原則として終日対応とすること。

✓ 引き止め行為の禁止

- ・移転元事業者は、MNP利用の明確な意思表示をした利用者に対する一切の引き止め行為を行わないこと。
- ・移転元事業者は、「明確な意思表示をしたと判断できる手続」と「それ以外の手続」を区分し、利用者が容易にこれを判別し選択できるよう対応手順を定める場合、「それ以外の手続」を選択した利用者に対しては、同意を得た上で、自社の料金プランの紹介、一定範囲での利益の提供を行うことができること。(フローチャートをガイドラインの別紙とすること)

✓ MNP予約番号関連

- ・移転元事業者は、MNP予約番号の取得までの所要時間について、不必要に長時間を要すると利用者に認識させることがないよう、表示方法等を工夫すること。
- ・移転先事業者は、転入時に求められるMNP予約番号の有効期間の長さについて、当該期間が合理的なものであると利用者が理解できるよう、表示方法等を工夫すること。

✓ その他

- ・ワンストップ方式を引続き検討すること。(改正前から規定。ワンストップ方式を明確化)
- ・令和3年4月1日から適用(施行)すること。ただし、同日前であっても改正事項の対応を行うことを妨げないこと。
- ・MVNOに対し、総務省の確認を要件として、ウェブの終日対応等の例外を認めること。